「あいち森と緑づくり税」が平成２１年度から導入されます

森と緑は、環境保全や災害防止等多様な公益的機能を有していますが、近年、森林の荒廃や都市の緑の減少・喪失に伴う、公益的機能の低下が危惧されています。

そこで、森と緑を県民共有の財産と明確に位置付け、「森林」、「里山林」、「都市の緑」を一体的に整備、保全し、**「山から街まで緑豊かな愛知」**を実現するための施策に要する財源を確保するため、平成２１年度から「あいち森と緑づくり税」を導入します。

「あいち森と緑づくり税」は、県民税均等割の税率の特例（超過課税）としてご負担いただくものです。

納める人

【個人】

１月１日現在で県内に住所等がある方

（県民税均等割が課税される方が対象となるため、所得が一定額を下回る方など県民税均等割が課税されない方は対象となりません。）

【法人】

県内に事務所等を有する法人

納める額

【個人】

年額５００円（現行の個人県民税均等割額 年１，０００円に加算）

※　例えば、県民税が１人だけ課税されているご家庭では、世帯の人数にかかわらず、５００円をご負担いただくことになります。

【法人】

均等割額の５％相当額（現行の法人県民税均等割額に加算）

資本金等の額	現行の均等割額（年　額）	あいち森と緑づくり税（年　額）
50 億円超	800,000 円	40,000 円
10 億円超 50 億円以下	540,000 円	27,000 円
１億円超 10 億円以下	130,000 円	6,500 円
１千万円超１億円以下	50,000 円	2,500 円
上記以外の法人	20,000 円	1,000 円

納める方法

【個人】

現行の県民税均等割（１，０００円）に５００円を加えて、市町村に対して住民税として納税します。

その後、市町村から県に払い込まれます。

【法人】

現行の県民税均等割額に加えて、県に対して申告納付します。

適用期日

【個人】

平成２１年度分から

【法人】

平成２１年４月１日以後に開始する事業年度から

あいち森と緑づくり税の流れ

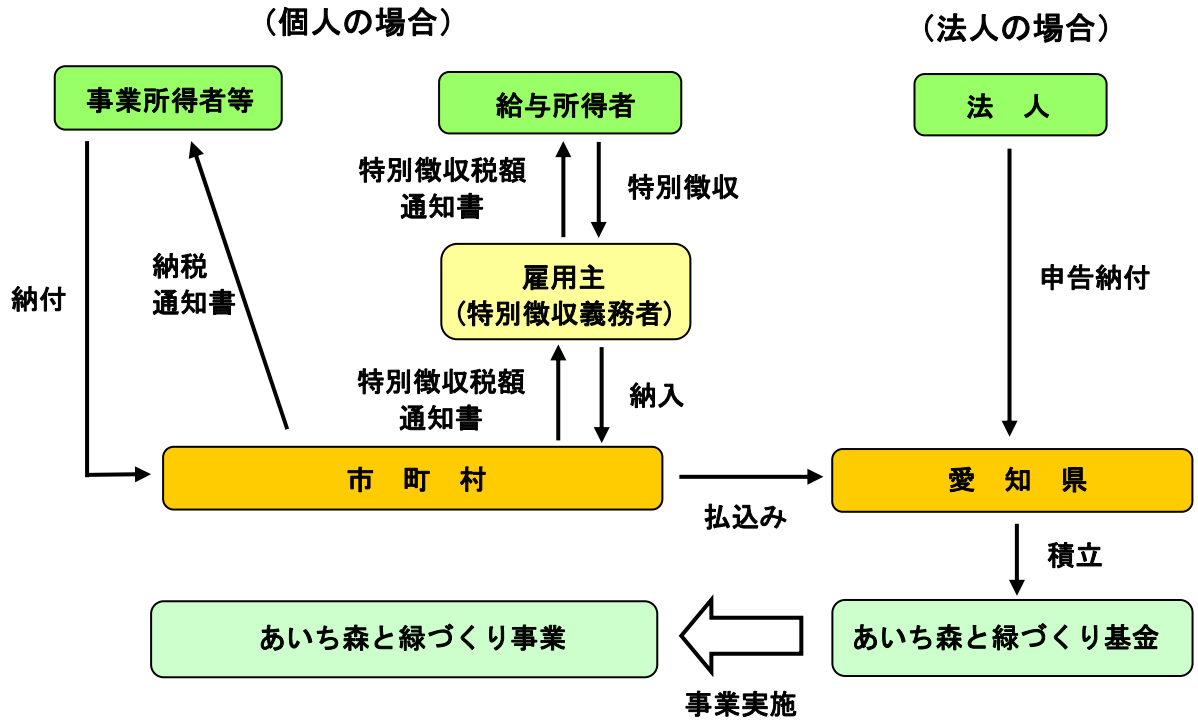

お問い合わせ先　　〒460－8501　名古屋市中区三の丸三丁目１番２号

税の仕組みに関すること・・・・総務部税務課　052-954-6048
ホームページ http://www.pref.aichi.jp/zeimu/

森と緑づくりに関すること

森林、里山林に関すること・・農林水産部 森と緑づくり推進室　052-954-6455
ホームページ http://www.pref.aichi.jp/shinrin/mori-midori/

都市の緑に関すること・・・・建設部公園緑地課　052-954-6526
ホームページ http://www.pref.aichi.jp/koen/

環境学習等に関すること・・・環境部環境政策課　052-954-6210
ホームページ http://www.pref.aichi.jp/kankyo/